

令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合データ分析等業務委託仕様書

1 概要

本仕様書は、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、滋賀県後期高齢者医療制度における被保険者の健康維持増進と医療費の適正化を図るため、健康診査（以下、「健診」という。）の結果や診療報酬明細書等（以下、「レセプト」という。）の健康・医療情報を活用し、被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を分析・比較し、課題を明確にするとともに、その結果を関係市町（滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号）第2条に定める「関係市町」をいう。）に提供し、健康課題についての認識を共有することで、効果的かつ効率的な保健事業を実施することを目的に、後期高齢者医療制度被保険者の健康課題の抽出等に係るデータ分析等に係る業務の発注に関して定めたものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月18日まで

3 業務委託内容

広域連合が提供するデータを用いて、精度の高いデータベースを構築し、後期高齢者医療制度被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を分析把握し、課題を明確にするとともに、市町が実施する各種保健事業において、その課題に対する効果的かつ効率的な事業展開を考察するために必要なデータの分析を行う。

分析業務については、高齢者の特性を踏まえた保健事業をPDCAサイクルに沿って効果的・効率的に実施するため、「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定時に実施した分析内容を基礎として、経年で分析結果を管理できるものとする。

また、作成した分析結果を基に関係市町の保健事業実施支援を行うこととする。

（1）データベースの構築

《提供データ》

	データの概要	帳票名称
A)	医科・調剤のレセ電コード情報ファイル	令和6年4月診療分～令和7年3月診療分 ・医科：21_RECODEINFO_MED.CSV ・DPC：22_RECODEINFO_DPC.CSV ・歯科：23_RECODEINFO_DEN.CSV ・調剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV

B)	被保険者マスタ	・被保険者管理台帳(KDB帳票データ) ・広域連合電算処理システム 被保険者マスタ情報 JKA23M0010101_KA23F034N_000000_yyyymmddhhmmss_nn.csv
C)	後期高齢者医療健診データ	令和4年4月診療分～令和7年3月診療分 ・FKAC163 ・FKAC164 ・FKAC165 ・FKAC167
D)	後期高齢者医療歯科健診データ	令和4年4月診療分～令和7年3月診療分 歯科健診結果データ Excel ファイル
E)	KDB 帳票	広域連合の提供可能分の全て
F)	KDB 突合データ	広域連合の提供可能分の全て ※介護給付基本実績ファイルは提供
G)	その他データ	医療機関マスタ、外字フォントファイル(TTE)、行政区コード一覧及び市町区分表

※上記以外で分析に必要となるデータがある場合には、広域連合と協議すること。

《留意点》

- ・レセプトに記載されている未コード化傷病名（傷病名マスタに収載されていない病名）をできる限りコード化すること。
- ・レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料など）を正しく結び付け、傷病名毎の医療費を算出した精度の高いデータベースとすること。また実際には治療されていない傷病名に医療費集計されることのないようにすること。ただし、本件業務目的の達成が可能であれば、上記手法に限定するものではない。
- ・傷病名は薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、診療行為等は最新情報を使用し、コード化に必要なマスタを最低月1回整備する環境があること。
- ・データベースの構築における分析の内容及び精度について客観的に証明等できる書類又は検証例等の成果物等を提出すること。

(2) 医療費等分析

前項(1)のデータベースを用いて、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾病を分析するとともに、費用対効果に応じた保健事業対象者の層を明確にし、保険者努力支援制度等の国の方針に沿って将来の保健事業の検討に資する分析を行う。また、経年での分析結果を管理する必

要があるため、「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定時に実施した分析項目と同様の内容で実施を行うこと。分析項目例は以下のとおりとする。

《分析内容》

分析内容は、以下の（ア）～（シ）とする。

（ア）基礎統計

被保険者数、レセプト件数、医療費、患者数、一人当たり医療費、レセプト1件当たり医療費等について入院・外来・歯科・調剤別に分析し、当広域連合における医療費の全体像を明確にする。

（イ）高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析すること。

（ウ）市町別・疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121分類）」ごとの医療費、レセプト件数、患者数の統計資料を全県及び市町別に作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にするとともに、市町の医療費の状況が比較できる資料とすること。

（エ）健診、レセプトデータ等による保健指導対象者群分析

（a）レセプトデータ等を組み合わせ、健診データ及び健診異常値の有無、健診異常値に対する疾病での医療機関受診の有無、生活習慣病に対するレセプトの有無、生活習慣病治療中断者等を判定し、被保険者のグループ化を行い分析する。また、それぞれのグループ一人当たりの医療費、人数等を算出すること。

（b）レセプトデータ等を組み合わせ、歯科健診データ及び歯科健診所見の有無、歯科健診所見に対する歯科疾病での医療機関受診の有無等を判定し、被保険者のグループ化を行い分析する。また、それぞれのグループ一人当たりの医療費、人数等を算出すること。

（オ）健康状態不明者に関する分析

レセプト、健診結果、介護認定状況等、何もデータがない対象者数及び全被保険者数との割合を算出し、市町毎の経年比較を行うこと。

（カ）人工透析患者及び糖尿病患者に関する分析

人工透析患者については、血液透析だけではなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出すること。

また、糖尿病患者については、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、糖尿病の病気階層化を行い、保健指導をすることにより効果が期待できる対象者数を算出すること。

なお、糖尿病の病気階層化については、単に健診結果の数値だけでなく、レセプトの傷病名や診療行為、投薬の状況から可能な限り階層化すること。

（キ）フレイル予防に関する分析

健診に付属する質問票について分析し、フレイルのおそれがあるが、その症状に対応する治療がなされていない者について特定すること。

あわせて、健診に付属する質問票、歯科健診結果について分析し、オーラルフレイルのおそ

れがある者を抽出すること。

(ク) 介護給付費統計

要介護度別・介護サービス別利用件数、介護給付費、被保険者数等について分析し、介護給付費の全体像と介護サービスの利用状況を明確にする。

(ケ) レセプトデータ等による医療費及び介護給付費の分析

要介護度別中分類・疾病別介護給付費・医療費・患者数・被保険者数等について分析し、医療と介護の関係を明確にする。

(コ) 適正受診に関する分析

多受診（重複受診・頻回受診・重複服薬）患者について分析を行い、適正受診保健指導をすることにより効果が期待できる対象者数を算出すること。

(サ) 薬剤併用禁忌に関する分析

分析対象期間における併用禁忌の発生状況、患者数を抽出し、また併用禁忌となる医薬品を処方された者を特定すること。

(シ) その他の分析

広域連合と受託者との協議の上、上記以外で本事業の目的達成のための分析が必要かつ可能と認めた場合は、その他の分析を実施する。

(3) 課題把握と保健事業に対する調査及び助言

(2) の分析結果に基づいて、関係市町19市町に対して課題把握と保健事業に対する調査及び助言を下記のとおり実施する。

ア 実施時期

令和7年10月から令和7年12月

※ 具体的な日程については受託者との協議のうえ決定する。

上記の実施時期の期間中に調査及び助言を実施できない場合には、広域連合にその旨を報告し、協議の上、改めて実施期間を決定すること

イ 対象者

関係市町で後期高齢者の保健事業、介護予防事業に従事する保健師等の専門職、または事務職の職員

ウ 内容

以下の内容を含むものとし、詳細については広域連合と受託者で協議して決定する。

- ・ 3 (2) の分析結果の説明及び地域ごとの比較分析結果の説明
- ・ 一体的実施におけるハイリスク、ポピュレーションの取り組み

エ 形式

関係市町それぞれに個別訪問し対面で行うこととする。オンラインでの実施は不可とする。

関係市町を個別訪問する際には、後期高齢者の保健事業、介護予防事業に従事したことがある医療専門職または、相当の知識を有する者が実施することとする。

下記の成果品を委託者に納入すること。

- ・医療費分析（A4判、印刷製本したもの）：30部
- ・医療費分析をデータ（Power Point 及び Excel 形式）で格納した電子媒体
- ・アウトカム達成による適正化効果等の調査結果

5 成果品納入期限

受託者と協議の上、決定するものとする。

6 個人情報の取り扱い

- （１）日本産業規格「JISQ15001：2017 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合し、個人情報について適切な措置を講ずる体制を整備・運用している事業者としての認定（プライバシーマークを付与）または、類似の認定（情報セキュリティマネジメントシステム等）を取得し、若しくは同様の基準を自社で定め、現に実施し、社外に表明していること。
- （２）本委託業務の実施にあたって、個人情報等の適切な取扱いに向け、委託業務に従事する従業員に対し、個人情報保護に関する法令等に定める内容を遵守させること。
- （３）受託者は、個人情報の取り扱いについて慎重かつ丁寧に行い、紛失等のないよう細心の注意を払って行うものとする。

7 情報セキュリティ対策

データ管理については、十分なセキュリティ体制を整えること

（１）データの取り扱い

データについては、自ら取り扱うものとし、第三者に当該データの取扱いを委託してはならない。ただし、やむを得ない事情等のため委託が必要な場合は、事前に広域連合と協議し承認を得ること。

（２）データ授受及び運搬

本事業における打合せや電子データの授受、搬送、成果物の授受にかかる経費は、受託者の負担とする。

（３）データ返還

広域連合から提供する個人情報を含むデータについて、業務完了後には速やかにデータを返却すること。

（４）データの再使用の禁止

本業務における成果物については、当該業務において複製・使用することとし、これらを他の目的のためにデータベースとして蓄積し、使用してはならない。

（５）目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

8 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ主要な部分を除き、あらかじめ広域連合の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 成果物の利用及び著作権

- (1) 受託者は、広域連合に対し、本業務の成果物に関する全ての著作権を譲渡するものとする。
ただし、本業務内容により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 広域連合は、本業務の成果物の改変を行うものができるものとし、受託者は、本業務の成果物に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 業務実施体制等その他留意事項

- (1) 広域連合又は国民健康保険、被用者保険等の保険者との間で、健康医療情報のデータ分析又はデータヘルス計画の策定を受託して完了した実績があること。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況及び内容を定期的に報告し、広域連合と綿密な連絡調整を図り業務を遂行すること。
- (3) 業務を円滑かつ効率的に遂行、及び不測の事態が起きた場合に迅速に対応することができる体制を整えること。
- (4) 本業務の実施にあたり、分析の過程において、医学分野や公衆衛生分野等の学識経験者の助言等を受けられる体制を整えること。
- (5) この仕様書に定めのない事項等については、受託者は、広域連合と協議の上、実施すること。

11 契約締結後のスケジュール（予定）

契約締結後のスケジュールについては、概ね次のとおりとする。

ただし、詳細については契約締結後、広域連合と協議し決定する。

協議後、事業計画スケジュールを作成し、広域連合に提出すること。

また、データヘルス計画の作成にあたっては、校正スケジュールを別途作成し、広域連合に提出すること。

《スケジュール》

令和7年6月

- ・ 契約締結
- ・ 事業スケジュールの協議等について打合せ
- ・ 広域連合から受託者へ健診・レセプト等各種データの提供

令和7年9月

- ・ データベース
- ・ 医療費分析にかかる成果物の納品

令和7年10月から令和7年12月

- ・関係市町19市町に対する課題把握と保健事業に対する調査及び助言
令和8年3月
- ・最終納品（校正作業等完了したもの）

別紙 1 データの範囲及びデータの種類等

No	帳票 ID	KDB 帳票名 (CSV)	CSV 出力 単位	出力範囲		出力期間
1	P21-001	地域の全体像の把握	累計	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
2	P21-003	健診・医療・介護データからみる地域の健康課題	累計	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
3	P21-006_1	人口及び被保険者の状況_1	年次	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
4	P21-006_2	人口及び被保険者の状況_2	年次	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
5	P21-007	質問票調査の状況	累計	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
6	P21-008	健診の状況	累計	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
7	P21-024	厚生労働省様式 5-2 健診有所見者状況(男女別・年代別)	年次	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
8	P21-025	厚生労働省様式 5-3 メタボリックシンドローム該当者・予備群	年次	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
9	P21-027	厚生労働省様式 5-5 糖尿病生活習慣病予防のための健診・保健指導	年次	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
10	P23-001	医療費分析(1)細小分類	単月	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年 4 月～令和 7 年 3 月度
11	P23-003	疾病別医療費分析(大分類)	累計	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
12	P23-004	疾病別医療費分析(中分類)	累計	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
13	P23-005	疾病別医療費分析(細小(82)分類)	累計	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
14	P23-006	疾病別医療費分析(生活習慣病)	累計	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
15	P24-001	要介護(支援)者認定状況	累計	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
16	P29-001	健康スコアリング(健診)	年次	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度
17	P29-002	健康スコアリング(医療)	年次	経年	最新年度含む 2 年度分以上	平成 31 年度～令和 6 年度

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業

務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。